

総務常任委員会日程

令和4年12月20日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 1 号 八街市行政不服審査法施行条例の制定について
- (2) 議案第 2 号 八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 3 号 八街市個人情報保護法施行条例の制定について
- (4) 議案第 4 号 八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (6) 議案第 6 号 八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- (7) 議案第 7 号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第 8 号 八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- (9) 議案第 10 号 令和4年度八街市一般会計補正予算中
第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款
歳出1款議会費、2款総務費、3款民生費の内1項8目及び9目
4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費
第3表債務負担行為補正1追加の内
(17) から (35) 及び (70) から (71)
第4表地方債補正1変更
- (10) 議案第 11 号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

総務常任委員会会議録

招集年月日	令和4年12月20日(火)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻	開会	午前10時00分	委員長	石井孝昭
及び宣告	閉会	午後2時10分	副委員長	小川喜敬
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	石井孝昭	出	鈴木広美	出
	小川喜敬	出	新見準	出
	丸山わき子	出	栗林澄恵	出
	林政男	出		
委員外議員				
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長	梅澤孝行	副主幹	佐藤竜一
	主査	嘉瀬順子	主査	安見里香
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総務部長	片岡和久	市民部長	中込正美
	福祉部長	吉田正明	健康子ども部長	井口安弘
	経済環境部長	相川幸法	建設部長	市川明男
	秘書広報課長	田中和彦	総務課長	湯浅孝史
	企画政策課長	飯田英二	財政課長	和田暢祥
	システム管理課長	細野浩	防災課長	宮澤英光
	市民協働推進課長	飛田雅章	市民課長	中澤ゆかり
	国保年金課長	黒川康裕	課税課長	森政幸
	社会福祉課長	高山由美子	障がい福祉課長	渡辺近
	子育て支援課長	春日葉子	農政課長	酒和裕一
	道路河川課長	中村正巳		
	その他関係職員			
	教育部長	土屋武志	教育委員会参事 学校教育課長事務取扱	本間照美

	図 書 館 長 富 谷 和 恵	学校給食センター所長 岩 井 濟
	監査委員事務局長 柿 沼 典 夫	
議 題	別紙日程表のとおり	

○石井委員長

皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりでございます。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、委員長の注意に従わないときは、委員会条例第16条第2項の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に丸山わき子委員、林政男委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、10件です。

議案第1号、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第1号、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の2ページから9ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

これは個人情報保護制度、公文書公開制度及び行政不服審査制度において、それぞれ審査会を置き、審査請求の事案を審議していただいていたところではありますが、非開示の個人情報と非公開の公文書との考え方に共通性がある上、いずれの審査請求も行政不服審査法に基づく審査請求であることから、これらの審査会を統合することにより、より整合性の取れた判断ができるようにするため、本条例を制定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは1点、お伺いいたします。

不服審査会の委員につきまして、5人ということで定めておりますけれども、新たな個人情報保護法の下に置かれるもので、委員には特別な方がきちんと配置されるのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○湯浅総務課長

こちらの委員につきましては、弁護士をはじめとした、優れた識見を有する者に担っていただいております。委員が5人いれば、審査請求に係る案件について、十分な審査審議をすることができると考えております。

○丸山委員

全員が弁護士ということで理解してよろしいですか。

○湯浅総務課長

弁護士につきましては1名となります。そのほかの委員につきましては、福祉関係者、教育関係者といった分野になってございます。

○丸山委員

関係者と言われたんですけども、具体的にはどういう専門的な方が配置されるのか、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○湯浅総務課長

福祉関係者につきましては、社会福祉協議会の会長に就任いただいております。あと、教育関係者につきましては、元教員の方をお願いしてございます。

○丸山委員

一つ一つで申し訳ないんですが、5人とおっしゃいましたけれども、5人というのは弁護士、福祉、教育、あと2人はどういう方ですか。

○湯浅総務課長

教育関係者が3人でございます。福祉関係者が1名、それと弁護士が1名ということです。

○丸山委員

弁護士1名は法的な立場から判断できる方だというふうに思いますけれども、福祉、教育関係で専門的な見識があるのかという点、その辺についてはどのように判断されるのでしょうか。

○湯浅総務課長

それぞれ教育分野、福祉分野の方については、十分な見識を有していると考えております。

○丸山委員

私は本当に今回の個人情報保護法の改正にあたりましては、今までにない、市民の意向がきちんと反映されないまま保護法が作られている状況がありまして、本当にきちんと見識を持った、専門性のある方が不服審査会の委員でなければならないというふうに思うわけですね。そういう点では、本当に市民の皆さんが託せるような、きちんと託せるような、そういう審査会の内容にしていただきたいと思います。このことを要望しておきます。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第1号、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてを採決いたします。
この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第2号、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の10ページから11ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

これは、公文書の公開を請求できる者の範囲を拡大し、誰でも公文書の公開を請求できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

議案の内容につきましては、手数料について、公文書の写しの交付に関わる費用など、実費徴収に係る部分を条例ではなく規則で規定するというふうにあるわけですが、条例ではなく規則にする理由は何なのか。それから、手数料は一体幾らなのか。その辺について、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

実費弁償の部分を規則で定める理由でございますが、こちらについては実費弁償ということで、手数料ではございません。手数料ではなく実費弁償、交付に係る実費を徴収するという事で、規則で規定いたします。

あと、公開の手数料でございますが、こちらは200円でございます。

○丸山委員

1件につき200円ということですね。

実費ということは1枚1枚に対してということで、実質的には市民負担が増になるわけですか。

○湯浅総務課長

今までも、公開請求の手数料については200円の手数料をいただいております。

実費部分についても、写し、片面を1枚で10円、CD-Rを用いた場合には1枚66円という形で、実費も同様に徴収しておりました。

○丸山委員

中身は全く同じだということで理解してよろしいわけですね。

○湯浅総務課長

はい。そのとおりでございます。

○石井委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。質疑はないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第2号、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号、八街市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第3号、八街市個人情報保護法施行条例の制定についてをご説明いたします。付議案の12ページから15ページ、議案説明資料の3ページから6ページをご覧ください。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体について、それぞれ分かれていた制度が改正後の個人情報保護法に一本化され、全国で共通のルールが適用されることとなります。令和5年4月1日からは、本市でも個人情報の保護に関する法律が直接適用されるため、現行の八街市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また条例で定めることが許容される事項を規定するため、新たに八街市個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、今、課長から説明していただきました八街市個人情報保護法施行条例について、お伺いするわけですが、これは国のデジタル関連法の成立の下に、昨年5月、国会では個

個人情報保護法が改定されて、来年4月から新たに地方自治体でも実施するという内容なんですけれども、今まで八街市は個人情報保護条例をもって市民を守ってきたわけなんですけれども、今度は国の共通のルールの下に国が一括して対応していくという内容で、私は本当に八街市民の個人情報保護がきちんと守られていくのかどうか、大変心配するところであります。

幾つか質問させていただきたいと思いますが、市の現条例の第7条で要配慮個人情報の収集制限の規定があるわけなんですけれども、要配慮個人情報というのは本人の人種であるとか思想信条、社会的身分、病歴、犯罪により被害を被った事実などが含まれる、こういった個人情報なんですけれども、これをしてはならないと、八街市の条例ではなっているわけです。今回の改正では、こうした重大な不利益を本人に及ぼすであろう、影響があるであろう情報についての取扱いはどのようにされるのか、その辺について、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

ただいま委員がおっしゃられた内容につきましては、法律において要配慮個人情報を規定してございますので、従前どおり、個人情報には配慮してまいりたいと考えております。

○丸山委員

八街市の取扱いにつきましては、ホームページで、この間、八街市はパブリックコメントをやっているわけなんですけれども、その中の資料で、条例に規定が置かれることが許容されるもの、その中に要配慮個人情報が許容されて、条例の中に入れることができますということになっている、そういうことがパブリックコメントの資料にはあるわけですね。

八街市はどのように対応されるのかというわけなんですけれども、原則的に収集を制限するというようなことも説明しているわけですね。原則的にということはどういうことなのか、なぜ原則的をつけなければならないのか、その辺について、いかがでしょうか。

○湯浅総務課長

条例の要配慮個人情報でございますが、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないように、この取扱いは特に配慮を要するものとして、個人情報保護法には人種、信条、社会的身分、病歴等が規定されており、本市の現行条例にも同様の内容を規定してございます。これらとは別に、地域の特性に応じた要配慮個人情報を施行条例に定めることができますが、本市には該当するものがないため、既定をいたしません。

○丸山委員

該当がないということは、どういうことでしょうか。

○湯浅総務課長

法律で規定する以外のものはないということです。

○丸山委員

今までは、現条例の第7条では収集してはならないということを言っているわけですね、収集してはならないと。国の定める中身では、もっと柔らかくなっちゃうわけですね。そうじゃなくて、市にはないと規定するのではなくて、やはり市民の情報を守るためには市独自で持ってもいいんじゃないか。国の方はそれを許容しますと言っているわけですから、そういう点では積極的な取組をすべきであるというふうに思います。

それから、市の現条例の第8条、ここでは個人情報の目的外利用の制限があるわけですが、本人の同意が必要だとしているわけですが、利用目的の範囲を超えた提供はしないとしているわけなんですけれども、新たな条例では本人同意はないわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

○湯浅総務課長

本人の同意がなくても、法令で定めるものについては収集していきけることになっておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

○丸山委員

そこら辺が大変、私は穴だと思えるわけですね。法で、法でということ言われているわけなんですけれども、デジタル化によって個人情報がどんどん流出する、そういう内容を持った法ですから、そういった点では、個人情報が守られるのかという点では大変疑問を持つところでもあります。

あわせて、現条例の第9条では、個人情報の提供の制限、実施機関は外部提供してはならない、いわゆる実施機関というのは市ですね。市は外部提供してはならない、こういう条例になっているわけなんですけれども、条例改正では本人同意、目的外使用の禁止、外部提供の禁止規定を引き続き守っていくのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○湯浅総務課長

現行の条例では、個人情報を外部へ提供する場合や、外部の電子計算機とオンラインで結合し個人情報のやり取りをする場合は、八街市個人情報保護審査会へ事前に意見を聴取することが義務づけられておりますけれども、改正後はこれらについて制限する規定がなくなりますが、こちらについては審査会と十分協議しまして、慎重に取り扱ってまいりたいと考えております。

○丸山委員

慎重というのは、さじ加減ひとつなんですよね。保証はされていないんです。そういう点では大変、私はこの条例というのは、国が押しつけてきているわけなんですけれども、全国共通のルールでこういう条例をつくりなさいとやっているわけなんですけれども、さじ加減ひとつでどうにでもなってしまう、そういう内容になっているんじゃないかと大変不安を感じております。

それから、現条例の第20条、ここでは自己の個人情報に誤りがあるときは訂正請求、誰でも自分の個人情報について開示請求あるいは訂正請求、また利用の停止、消去請求をすることができるわけですが、条例改正ではこれらの請求権は引き続き守っていけるのかどうか、その辺について、いかがでしょうか。

○湯浅総務課長

守っていけることになってございます。

○丸山委員

本当に守っていけるだろう、多分と、そういう答弁じゃないかなと、内容的には。

国の共通ルールになってしまいますと、八街市は本当に守っていきたいと思っても、ルール

の中に組み込まれてしまえば、市民のそういった情報を守ることはできなくなってしまうというふうに思います。誤りがあったときに本当にきちんと対応していけるのかどうか、そういう点でも私は大変不安があるところであります。

それから、匿名加工情報について、お伺いしたいんですけども、非識別加工情報の提供については、情報加工方法や体制等の検討を重ねる必要があるから今回は改正しません、このことがホームページのパブリックコメントに対する新たな個人情報保護法施行条例の説明に載ってはいるんですが、これは一体どういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○湯浅総務課長

行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施につきましては、当分の間は任意とされているため、本市では今回は規定いたしません。ただし、各自治体の動向等を踏まえまして、制度の導入について、検討してまいります。

○丸山委員

国が任意としているわけなんですけど、行く行くは作らざるをなくなってくるわけですよね。八街市としては、いつ導入の予定なのか、その辺について、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

現時点では導入時期は決定してございません。

○丸山委員

国の方から令和7年度辺りまでにはやりなさいと、そういう通知が来ているんじゃないですか。

○湯浅総務課長

実際に我々のところには、まだ、その通知は来てございません。

○丸山委員

国の方は全国共通ルールということで、事務が整わなければまだいいですよということしか言っていないんですよ。行く行くは導入する。国の方の目的は、情報を早くもらいたい、情報を活用して、結局は匿名加工して、企業にどんどん売り渡したいんだ、そういうところが目的なんですよ。売り渡したいというか、流したいというのが。

そういう意味では、本来あってはならないことを国の力でどんどんやってしまう、本当に国民の情報が、あるいは市民の情報がさらされてしまう、そういう危険な内容をはらんでいるというふうに思います。そういう意味では、本当にこの条例は、国が押しつけているこの条例は、あってはならないというふうに思います。

それからもう一つ、情報漏えい防止対策、これについてはどのように検討されていますでしょうか。

○湯浅総務課長

本市で保有している個人情報の取扱いに関する安全管理の措置等、個人情報の取扱いに係る細目は規則等に定め、個人情報の保護及び活用は適正に行ってまいります。また、個人情報保護法の改正や社会情勢、技術革新等を十分に注視し、必要に応じ、条例をはじめとする各種規範を改正するなどの措置を講じて、個人情報を適切に取扱い、事務の適正かつ円滑な運

営を図り、個人の権利・利益を保護してまいります。

○丸山委員

8月に厚生労働省の難病患者の診断書情報が流出したことは記憶に新しいことと思えますけれども、研究者に提供した情報ファイルに、本来は削除されるべき氏名や生年月日、住所等の個人情報、5千640人分が含まれていたということです。本当にちょっとしたことで情報が流れ出ちゃうわけです。そういう点では、情報漏えい防止対策というのは慎重に対応しなければならないというふうに思います。この点については、八街市独自の対応策が求められてくるかなと思います。

それから、市の個人情報保護法施行条例に対するパブリックコメントについて、ホームページを見ますと、意見がゼロだったということのようではございますけれども、これはどのように受け止めているのでしょうか。

○湯浅総務課長

我々いたしましたしましては、施行条例制定について、適切に手順を踏んでパブリックコメントを実施したわけですが、意見がなかったということにつきましては、妥当な改正、条例制定になるのかなというふうに考えてございます。

○丸山委員

妥当というのはとんでもないことだと思いますよ。私もホームページから引っ張って見たんですけれども、1つは、八街市個人情報保護条例の一部改正という説明があるんです。一部改正じゃなくて、これは改廃じゃないですか。八街市の保護条例をなくして新たに作りますという内容のものであって、説明にある、一部改正についてという見出し自体が間違っているんじゃないか。

それから、見ても見ても分かりづらい、大変分かりづらい。本当に市民が分かりやすい、妥当な内容でパブリックコメントに提供したのかどうか、私は大変疑問を感じるころなんです。そういう点では、あくまでも形式的な、なるべく意見をいただかないような、そういうものを公表したにすぎないんじゃないかというふうに思うわけですが、その辺について、パブリックコメントの在り方についてはいかがでしょうか。

○湯浅総務課長

今回の施行条例の制定につきましては、条例に規定されることが想定されるものと条例に規定が置かれることが許容されるもの、条例に規定が置かれることが許容されないものがございます。それらについては分かりづらい、非常に難しい施行条例であったと考えております。

○丸山委員

そういうふうに、担当課も難しいと言われている内容のものを市民にオープンにしても、市民は本当に理解できない、分からない。しかし、その内容は市民の個人情報を保護する内容なんです。だからこそ市民に分かりやすい内容で、条例改正の内容を示すべきだったというふうに思うわけなんです。そういう点では、何のためのパブリックコメントだったのか、ただ形式的にやりましたというだけのものだったのか。大変残念です。これを見て、これが妥当だったんだ、これで市民は認めてくれたんだと、そんな判断は絶対にはしないと

いうふうに思います。

それと、個人情報保護法の内容を見ますと、個人情報の保護という観点がかく欠落している、大変問題のある条例であるということに指摘しなければならないというふうに思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○新見委員

そもそも八街市の方で、各市民の個人情報としてどのような情報を確保というか、資料として残すのか、内容をちょっと教えていただきたいんですが。

○湯浅総務課長

令和5年4月1日から、個人情報ファイル簿の作成、公表というものが義務づけられております。個人情報が1千件以上のものに限って作りなさいというお話になってございますが、作成義務対象外とされる保有個人情報が八街市でも一定数ございます。それを補完する仕組みといたしまして、現行条例においても同様の届出書の作成及び公表を行っており、本市の情報公開の観点からも効果的であると考えられている届出書については、そのまま残していきたいと。情報につきましては、個人情報を収集して事務を行う際に届け出るものとなってございます。いろいろな個人情報、例えば介護保険の情報とか、市民の個人情報に関するものです。

○新見委員

それを。

○湯浅総務課長

それを列挙するのは、ちょっと。

○新見委員

個人情報を列挙するのは難しいという話なんですが、そこが一番大切なんじゃないですか。思想信条等々も入ってくるのか。どんな内容を把握されるのか、市民としては一番不安なところだと思います。そこを列挙できないというのは、ちょっといかななものか。ちょっとじゃなくて、かなりいかなものかと考えます。

○湯浅総務課長

申し訳ございません。本市において個人情報ファイル簿の作成の対象となる業務をご紹介しますと、市・県民税の賦課、軽自動車税の賦課、土地評価、家屋評価、市税収納、住民基本台帳整備、印鑑登録、国民健康保険資格取得・喪失、国民年金・後期高齢者医療・介護保険料賦課、児童扶養手当支給となってございます。

本市では、個人情報ファイル簿とは別に、取り扱う個人情報の多寡にかかわらず、登録簿を備えまして、本市の個人情報取扱事務を明確にするとともに、個人情報の適正な管理に努めてまいります。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第3号、八街市個人情報保護法施行条例の制定について、反対するものです。

この条例の改定の趣旨は、2021年5月に成立したデジタル関連法の一環である個人情報の保護に関する法律が改定され、全国共通のルールで一本化されたことを受け、同法の施行に必要となる事項について定めるとともに、従来の八街市個人情報保護条例を廃止するというものです。この改正個人情報保護法は、各自治体独自の個人情報保護に縛りをかけ、保護基準を緩和した国の共通ルールを設定するというものです。

現市条例では、個人情報の収集が定められており、本人から収集しなければならないとされています。条例では同時に、本人から直接収集しなくてもよい例外が定められ、法令に定めがあるときや緊急時、個人情報保護審議会の意見を聞いて公益上必要があると市長が認めたときなど、極めて限定的な収集の制限があります。改正法による共通ルール化で、この原則はなくなります。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害者かなどの、いわゆる要配慮個人情報の保管を原則禁止しています。しかし、改正法では個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとして、普通の個人情報と同様の取扱いとなっています。個人情報に配慮した規制を条例化することを認めないことに加え、これまで本市の個人情報保護審議会が判断していた個人情報の目的外使用や外部提供の可否についても国が共通ルール化し、審議会での議論を通す必要がなくなりました。

個人情報保護の共通ルール化による規制緩和は、自治体等の持つ膨大な個人情報をオープンデータ化やオンラインでの結合することで、企業がビッグデータとして活用、提案することを目的としています。本人の同意を得ずにデータを外部提供できる非識別加工情報の提供について、八街市は、情報加工方法や体制等の検討を重ねる必要があるため今回は改正しないとしています。今後は改正するとしています。

匿名化が義務づけられているとはいえ、様々な個人情報の収集と合わせれば、匿名情報から個人を選定するプロファイリングは規制されていません。デジタル関連法の中心部分は、国や地方自治体が持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析させ、もうけの種にさせることを、デジタル改革の名で進めようとするものです。しかし、個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導・官民癒着の拡大といった、多くの問題があります。

こうした問題だらけのデジタル改革関連法の具体化となることから、この条例案に反対するものであります。

以上です。

○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第3号、八街市個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

議案第4号、八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第4号、八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の16ページから29ページ、議案説明資料の7ページをご覧ください。

地方公務員法等の改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員制を導入するほか、60歳以降の職員に適用される任用及び給与等の必要な情報の提供や意思確認を行うために、必要な所要の改正を行うものです。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、議案第4号につきまして、質問いたします。

国家公務員の定年を65歳に引き上げたことを踏まえて、地方公務員の定年延長措置の条例ということで理解するわけですが、管理監督職、いわゆる役員定年制を導入するわけですが、定年前再任用短時間勤務職員を管理監督職につけることは可能かどうか、そういうこともあり得るのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○湯浅総務課長

今後、管理監督職の職員が60歳で退職した場合、定年前に退職した場合には短時間勤務職員に当然任用されます。

○丸山委員

そういう道はあるんだということですね。

それと、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、あるいは取扱い、休暇等についてはどの

ようになっているのでしょうか。

○湯浅総務課長

定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間でございますが、現行の再任用短時間勤務職員と同様に、週15時間30分から週31時間までの範囲内で定められた時間となります。

なお、休暇についてでございますが、年次有給休暇は勤務時間を考慮しまして20日を超えない範囲内で、その職員の勤務形態に応じた日数といたします。

○丸山委員

分かりました。

それと、この制度の移行期間というのは10年間あるわけですね。10年後に65歳になるわけですね。この間の定年延長に伴う職員との関係で、新規採用職員にいろいろ影響してくるのかなというふうに思うわけなんですけれども、今後10年間の新規採用に関してはどのように検討されているのでしょうか。

○湯浅総務課長

職員の新規採用につきましては、現在、退職者の補充を前提として行うことで、全体の職員数を維持してございます。定年引上期間中は定年退職者が2年に1度しか生じないことを踏まえまして、2年間で必要となる新規採用者数を平準化いたしまして、毎年の新規採用を継続してまいります。この場合、令和6年度、令和8年度といった偶数年度には一時的に職員数が増員となりますけれども、奇数年度及び定年引上期間終了時には元の水準に戻るものと想定してございます。また、職員数の一時的な増員が生じた年度には、行政需要や業務量に応じて柔軟に人員を配置していきたいと考えております。

○丸山委員

私は65歳定年には大賛成で、やはり長いこと培ってきた能力を大いに発揮する、65歳までは十分発揮できるというふうに思っていますので、65歳定年には大賛成なんですが、一方で庁舎内の職員の新陳代謝、知識や経験をきちんと継承していける、そういう場としても本当に必要な方々であるというふうに思うんです。新たな職員をどう採用して育てていくのか、その課題もあると思うんですね。担当課の方では計画的に対応していきますということで答弁されていまして、ぜひそういう意味では65歳定年制が大いにプラスになるような、効果的な結果が出るような、今後の人事の在り方をぜひ検討していただきたいと思いますということを申し上げておきます。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第4号、八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の30ページから40ページ、議案説明資料の8ページから9ページをご覧ください。

改正地方公務員法の条ずれへの対応のほか、60歳以降の給料の額を60歳到達日に受けていた給料の7割に設定するなど、国家公務員と同等の待遇となるよう、所要の改正を行うものです。

改正内容でございますが、改正地方公務員法の条ずれに対応するもの、給与条例の改正により当分の間は60歳以降の給料の額を60歳到達日に受けていた給料の7割に設定するもの、定年条例で規定されることから再任用条例の廃止を規定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、議案第5号につきまして、質問いたします。

今、課長から説明いただいたんですけども、職員が60歳を超えて勤務し続ける場合、その給与は60歳時の7割に減額するということのようなんですけども、本市の60歳時の給与の年額はどのぐらいになるのか、また7割に下がればどのぐらいになるのか、その辺について、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

平均でございますが、60歳時の給与額として約720万円、その7割でございますので約500万円に減額となるものです。

○丸山委員

今のは平均値ですか。

○湯浅総務課長

はい。

○丸山委員

部課長ではなく、一般の職員が60歳で定年した場合は一体どのぐらいなのか、その辺について、お伺いします。

○湯浅総務課長

一般の職員の場合、その級にとどまりますので、同じく、今もらっている給料の7割、それは変わりません。

○丸山委員

誰もが7割になるというのは理解しているんですけども、一般の職員で部課長ではない方々が60歳で定年した、その後も引き続きといった場合は7割になるんですけども、部課長とは当然、給与が違うわけなので、各級によって違いますという答弁なんだけれども、一般の方の中で紹介できる給与表で説明いただけませんか。

○湯浅総務課長

先ほど申し上げた金額の中には管理職手当等の手当を含んでおりませんので、同等程度となると考えております。先ほどご紹介した額と同等程度になると考えております。

○丸山委員

一般の方が引き続き65歳まで働きますよといったときには生活の保障がされていますということですね、大丈夫ですね。

であるならばいいんですけども、職種によってはかなり低くなってしまいう職種もあるのではないかというふうに思いますが、各職種によってはどうなんですか。

○湯浅総務課長

先ほど申し上げた1人あたりの60歳到達時の給与額の約730万円については、一応3級から8級までの職員を含んだ平均でございます。7割の場合の給料については約500万円になるということなんですけど、相当大的な差というのは、ちょっと今は計算していませんので、詳細を申し上げることはできません。

○丸山委員

平均730万円の給与が7割になると500万円ですよという答弁をいただいたわけですけども、やはり能力を持って働く65歳までの方々の生活保障は果たして500万円でもいいのかなと、すごく感じるところであります。これは国家公務員に合わせたやり方なんですけれども、もっと引き上げるべきではないか。60歳以上の方々が今まで積み重ねてきた能力、そういうものをきちんと認める給与にしていくべきではないかというふうに思うわけなんです。

ですから、今、市長はいらっしゃいませんけれども、市長会を通じて、7割ではなくて、もっと引き上げることをぜひ求めるよう取り組んでいただきたい、市長に求めているというふうに思います。

それから、2年ごとに1歳ずつ定年を上げていくわけなんですけれども、職員人件費についてはどのように設定されているのか。

それから、このことによって職員給与に関する地方交付税はどのように変わってくるのか、その辺についてはお分かりでしょうか。

○湯浅総務課長

定年延長による財政的な影響ということでございますが、60歳に達した日以降の給与について、先ほどもご説明いたしました、60歳到達前の7割の給与水準とする条例改正を提出させていただいているところですが、現行の再任用職員と比較しますと、特に勤務時間や期末勤勉手当の支給率が増加することから、職員1人あたり約280万円の支給増加が見込まれてございます。制度完成時の総人件費は増加するものと考えております。

影響額の詳細につきましては、職員の希望する働き方により大きく左右されるため、算出は困難でございますが、引き続き行政需要や業務量に応じた人員配置や職員採用を通じて、適正な人事行政に努めてまいりたいと考えております。

○石井委員長

地方交付税に与える影響について、質問されていますけど。

○和田財政課長

お答えいたします。

普通交付税に与える影響額なんですけれども、こちらの方については、算定にあたりまして需要額の中で給与額が増えていけば、ある程度の反映がされるだろうというのは想定されるんですけれども、今現在ちょっとデータのなものと、そういうものは把握してございませんで、申し訳ございませんが、ちょっとご答弁することができないということで、ご了承いただきたいと思っております。

○丸山委員

確認なんですけれども、国の方は65歳定年制を認めていながら、地方交付税に関わる財源的なバックアップということでの方向づけを明確にしていけないということではよろしいですか。

○和田財政課長

今のところ、普通交付税の算定にあたりまして、算定基礎の部分の変更があるかというところまでは把握してございません。

○石井委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

○新見委員

7割に減らされるということなんです、その方々の労働条件等々はやっぱり変わるんでしょうか。例えば、週5日が出ていたのが週4日になるとか、時間が短くなるとか、そういうことをお聞きしています。お願いいたします。

○湯浅総務課長

60歳到達時の給料の7割の給料になる方については、退職せずに継続して常勤で残るといふ職員になりますので、勤務形態は変わりません。

○新見委員

勤務形態は変わらず、3割も減らされるということですね。それはなぜでしょうか。国が決

めたからか。その一言ですね。そう理解してよろしいですか。

○湯浅総務課長

地方公務員の給与につきましては、均衡の原則によりまして国家公務員の取扱いを考慮して決定する必要があるということから、60歳到達前の7割の給与水準とする条例改正を提出させていただいているところでございます。

○新見委員

上から下ろされたら、それに従うしかないという立場もございましょう。しかし、働く労働者として、同じ仕事をやっていて3割減らされるのを、普通はちょっと納得しませんよね。これを通さざるを得ないというのに、ちょっと私としては複雑な気持ちになりました。労働組合がしっかりしていれば、こういったことも、もうちょっと改善されるのかなと思います。以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

総務委員会質疑の最中ですが、ここで10分ほど休憩いたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時13分)

○石井委員長

それでは質疑を続けます。

議案第6号、八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第6号、八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の41ページから42ページ、議案説明資料の10ページをご覧ください。

職員の定年引上げ等を踏まえ、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による肉体的・精神的な面を考慮するほか、仕事と家庭の両立を支援する観点から、55歳以上の職員を対象に、部分休業の取得制度を可能とするための条例を制定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○栗林委員

すみません。1点確認させていただきます。

年齢的には責任世代で、庁舎内というか、市役所の中でも責任ある管理職等の方たちも含まれるかと思うんですが、その方たちもこのような理由等で、いわゆる短縮というか、休業等を取ることができるというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○湯浅総務課長

当然対象となりますが、こちらの休業を取得する際は公務に支障のない場合に限るということになってございますので、管理職という点ではいささか難しいのかなと考えております。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、条例に関して、高齢者部分休業の第2条について、ちょっとお伺いいたします。

高齢者部分休業の承認は当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲というふうにあるわけですが、2分の1を超えない範囲の給与の保障というのは最低限どのぐらい保証されるのか、その辺について、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

通常の勤務時間の2分の1ということであれば給料も2分の1に減らされる、減額されるということでございます。

○丸山委員

例えば最低限これだけは保障しますというのはないわけですね。あくまでも2分の1しか出ませんよということなんですね。

あと1点は、5分単位で時間を取るということになっているけど、5分というのはどういうことなんでしょうか。実際にこういうことが今必要とされているのかどうか、その辺についてはどうなんでしょう。

○湯浅総務課長

5分というのは最小の単位を定めているというものになります。ですから……もう一回、整理します。

1日7時間45分ということですが、45分だけを休業するという取り方も可能という意味でございます。

○丸山委員

ちょっと理解できないんですけど。大変申し訳ございません。

今、部分的に時間休を取るとき、職員の皆さんに不都合があるのかどうか。だから5分と刻んでいるのか。本来ならもう少し、例えば15分であるとか、もう少し幅があるんじゃないかというふうに思うんですけども、実際に職員の皆さんが使いやすいようにするために5分と刻んでいるのか、その辺はどうなんですか。

○湯浅総務課長

単位が短ければ短いほど使いやすい、単位が短くなれば職員も使いやすい、そういった意見がございます。

○丸山委員

この条例を定めるにあたっては、職員の皆さんからそういった意向、意見が上がってきた、その結果であるというふうに理解してよろしいんですか。

○湯浅総務課長

お見込みのとおりでございます。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第6号、八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第7号に行きます。八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第7号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の43ページから51ページ、議案説明資料の11ページから13ページをご覧ください。

本年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告において、民間企業との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ、民間のボーナス支給割合との均衡を図るため、ボーナス支給割合を引き上げる勧告が行われたことに伴い、本市でも人事院勧告等に準じ、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点でございますが、一般職大卒者の初任給を3千円、高卒者の初任給を4千円引上げ、主に1級から3級の号給について、月例給を4千円から200円の間で引き上げるものでございます。また、令和4年12月支給の勤勉手当支給割合を0.1月引上げ、賞与を年間4.40月とするものでございます。

施行期日は令和5年1月1日でございます。ただし、今年度の給料に関する部分は令和4年4月1日から適用いたします。また、令和5年度以降の勤勉手当に関する部分は令和5年4月1日から適用いたします。なお、給与改定等による差額の支給は、令和5年1月中に行うこととしたいと考えております。

以上、提案理由の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

これは職員の皆さんのボーナス、また給料表の改定ということで、3年ぶりの改定なんですね。人事院勧告を受けての給料の引上げになるわけですがけれども、民間との較差是正ということで、給料表の改定では全体として0.23パーセントということで、民間と同額になったわけですがけれども、月例給は4千円から200円の間ということで、ここから見ますと0.23パーセントの本当にアップになっているのかということで、大変疑問を生じるところであります。

それから、期末手当については、民間は4.41パーセント、較差是正と言いながらも地方公務員にしましては4.40パーセント、国家公務員もそうですけれども、人事院勧告は4.40パーセントということで、民間には追いついていないのが実態であります。そういう中で、まだまだ引上げが追いついていない。3年前、コロナが始まる前の状況は、ボーナスは4.5か月分あったわけです。

そういう意味でも、今の物価高の中で、もちろん公務員の皆さん、市職員の皆さんも生活は大変ではなかろうかというふうに思うわけですがけれども、人事院の判断というのは大変甘いなというふうに感じるところであります。大変甘いわけですがけれども、若干は引き上がったという点では、賛成したいなというふうに思っています。

答弁はなくて結構です。以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○新見委員

八街市一般職の職員の給与等となっておりますが、非正規の方が40パーセントぐらいいらっしゃいますけれども、その方々もアップするという考えでよろしいんですか。

○湯浅総務課長

今年度の人事院勧告等では、民間の支給状況を踏まえまして期末勤勉手当については0.1か月の引上げということになっておりますけれども、会計年度任用職員につきましては期末手当のみの支給となっておりますので、今回の給与改定での特別給の引上げについてはございません。

○新見委員

前回でしたか、非正規の方の一時金を引き下げましたよね。でも、上げるときには上げないと。皆さんがアップするときに、非正規の方はそのまま上げないということで、理解してよろしいですか。

○湯浅総務課長

あくまでも期末手当、勤勉手当のくくりで判断しておりますので、今回は勤勉手当のみの引上げということで、期末手当の引上げには至っておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第7号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号、八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○細野システム管理課長

それでは、議案第8号、八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

付議案の52ページから58ページをご覧ください。

国におきましては、令和元年5月に行政手続のオンライン化を可能とする、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法律名も「情報通信技術を活用した行

政の推進等に関する法律」となりました。地方公共団体につきましては、条例または規則に基づく手続につきまして、情報通信技術を利用する方向により行うことができるようにするため必要な施策を講ずるよう努めなければならないとの努力義務が定められております。

このようなことから、本市におきましても市民の利便性向上を図るため、市の条例等に基づく各種手続につきまして、書面での手続に加え、市役所へ来庁することなくスマートフォンなどからオンラインでの手続を可能とするため、本条例の制定が必要となったものでございます。なお、本条例の施行後でありましても、従来からの紙の申請書はご利用いただくことができ、本条例は従前の申請方法に加えましてオンライン申請という新たな形態の申請を可能とすることで、市民の皆様の利便性向上に資することを目的としたものでございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日からでございます。

以上で、議案第8号の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○林（政）委員

ただいま課長の方から説明があったとおり、今までの紙ベースからオンラインへとあるんですけれども、あるシンクタンクの調べによりますと、八街市のデジタル化は大変遅れているということになっております。

そこで質問は、第9条にありますけれども、市長は状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとなっておりますけれども、どのようになるんですか。

○細野システム管理課長

お答えいたします。

第9条につきましては、手続のオンライン化を行ったものにつきまして、ホームページ上で、どういった手続がオンライン化されていて何件の申請があったということ、年1回以上、公表する予定でございます。

以上です。

○林（政）委員

これに対して、他の市町村との比較とか、そういうものも発表するんですか。それとも、今の八街市はこのようなDXをやったということを発表するだけなんですか。

DXをどんどんやっていますということを公表するんでしょうか。今のお話だと抽象的でよく分からないんですけれども、教えてください。

○細野システム管理課長

公表内容といたしましては、あくまでも私どもの八街市でどういった手続を行っているかという内容になります。今おっしゃられたような他市町村の状況につきましては、当然私どもは全庁的に情報収集しまして、どういったものが市民に合っているのか、そういった先進事例を勘案しながらデジタル化を進めたいと思っておりますが、あくまでも公表は私どもの内容のみを予定しております。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは質問いたします。

今の課長の説明の中で、紙による申請等については今までと変わりませんという、そういう説明があったわけですがけれども、説明はありましたけれども、書面手続の存続を条例にきちんと残さないことには、その保障はないんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○細野システム管理課長

今のお話ですが、例えば担当課の条例や規則にはあくまでも書面での申請が残っております。私どもが今回上程させていただいた条例によりまして、それにプラスしてインターネット申請ができるということですので、あくまでも各担当課の条例等には書面の従前どおりの申請が残っていますので、アナログとデジタルの両輪で申請の利便性向上を図っていきたいと考えております。

○丸山委員

課長は、そのように保障があります、規則で定めておりますということのようなんですけれども、書面での手続について、国の規制改革会議では昨年6月に、全ての行政手続がオンライン化されるために必要な取組を速やかに実施する、一部に書面、対面の仕組みを残す必要がある場合も、これを例外として位置づける、こういう方針を出しているんですよね。書面というのは本当に例外なんだ、一般的ではないんだということを国が方針として位置づけようとしているわけですね。

例外ということは、かなり絞り込まれてしまう。そういう点では、取り残される市民がいるのではないかというふうに思うんですが、その辺について、取り残しのない対策、対応はどのように検討されていますでしょうか。

○細野システム管理課長

あくまでもデジタル化は市民生活の質の向上や地域課題解決の手段でありますので、デジタル機器を苦手とする方や、デジタル機器を全く使わない方がいらっしゃるの当然理解しております。そういった方にデジタルを強いることなく、必要に応じて、これまでの紙媒体の手続は重要な手段だと考えております。

また一方で、機会があれば、そういったインターネット等で申請手続を行いたいという方も当然いらっしゃいますので、本年度からスマホ教室等を開催して、デジタル機器を使わない方に対する支援も引き続き、今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

○丸山委員

努力されているということをおっしゃっているんですが、国と地方ではかなり温度差があるわけですね。国の方はデジタル化による行政運営の簡素化を掲げているわけです。ただ、地方で

は、とんでもありません、まだこういう段階です。しかしながら、国のデジタル化に組み込まれていくことは目に見えているわけですね。行く行くは、窓口での相談業務の廃止であるとか、あるいは縮小の方向にされていくのではないかとということで、私は大変心配しているわけですが、そういった点では、それでは地方はついていけませんということを、きちんと国に物申すべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○細野システム管理課長

おっしゃられるとおり、基本的に地域、地域でデジタル化だったり市民サービスの取組方は異なると思います。機会があれば、国に対してそういったことも要望していきたいと考えております。

以上です。

○丸山委員

やっぱりオンライン化によって市民サービスが遠のく危険があると私は思っております。そういう点では、本当に市としても慎重な対応、そして国に対してきちんと温度差を、地方ではこうでなければできませんということを要求していただきたいと思います。このことを申し上げます。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑は。

○林（政）委員

DXができると、大変便利になると思うんですけども。

ちょっと確認なんですけれども、これからスポーツプラザのような体育館とかテニスコートの申請において、そういう案件がもう出ていると思うんですけども、活用できるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○細野システム管理課長

おっしゃるとおり、具体的な事業といたしましてはスポーツプラザ、あと中央公民館の施設予約のオンライン化、来年4月を目標に準備を行っているところでございます。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第8号、八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、反対するものであります。

本条例の制定は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき、書面等

により行うことなどが条例等で規定されている申請等について、規則の定めによってオンライン等のできるようにするものです。

これは、個々の法で具体的に規定しなくても省令で手続等の電子化ができてしまう、国の仕組みをそのまま八街市に持ち込むというもので、規則を条例の上に据えるものであり、地方議会の持つ条例制定権をないがしろにするもので、まず大問題だと言わざるを得ません。

情報システムの標準化、共通化が推し進められ、地方自治が脅かされようとしています。今回の申請等のオンライン化についても、記載項目の見直しや添付書類の省略等が迫られ、市独自サービスがさらに困難となります。一部の利便性向上の一方で、市民サービスが遠く本条例制定については認められません。

以上の立場から反対するものです。

○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○林（政）委員

八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、賛成する立場から討論を行います。

この条例については、目的の第1条にありますとおり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とするというふうになっております。

この条例は、まさにこの目的に合致しておりますので、私は賛成いたします。

○石井委員長

ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第8号、八街市報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

○石井委員長

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○石井委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定いたしました。

最初に、第1表、歳入歳出予算補正の内歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

それでは、議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算（第8号）、補正予算書の20ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

11款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、補正前の額から258万9千円を増額し、258万9千円にしようとするものです。

1節同交付金は、地方税法附則特例で家屋1件、償却資産2件の減免分の補填でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から1千392万1千円を増額し、35億173万7千円にしようとするものです。

4節障害者福祉費負担金538万7千円は、特別障害者手当等給付費負担金の令和3年度分の精算金11万6千円と、障害者自立支援給付費負担金527万1千円を増額しようとするものです。

6節児童保護措置費等負担金458万5千円は、全額、子どものための教育・保育給付交付金を増額しようとするものです。

9節生活保護費負担金394万9千円は、生活保護費負担金612万7千円の増額と、被保護者健康管理支援事業負担金217万8千円を減額しようとするものです。

続きまして、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は補正前の額から166万6千円を増額し、11億8千784万9千円にしようとするものです。

3節児童福祉費補助金166万6千円は、子ども・子育て支援交付金132万3千円と、保育対策総合支援事業費補助金34万3千円を増額するものです。

4目土木費国庫補助金は、補正前の額から1億1千763万9千円を減額し、4千773万6千円にしようとするものです。

1節道路橋りょう費補助金1億1千763万9千円は、全額、社会資本整備総合交付金を減額しようとするものです。社会資本整備交付金の交付額確定によるものです。

21ページをお願いします。

5目教育費国庫補助金は、補正前の額から75万円を増額し、5千245万8千円にしようとするものです。

4節学校保健費補助金75万円は、全額、教育支援体制整備事業費交付金を増額しようとするものです。

続きまして、3項委託金、1目総務費委託金は、補正前の額から631万円を増額し、2千45万5千円にしようとするものです。

2節戸籍住民基本台帳費委託金631万円は、全額、個人番号カード交付事業費補助金を増

額しようとするものです。

次に、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から201万6千円を増額し、11億7千363万6千円にしようとするものです。

5節児童保護措置費等負担金201万6千円は、全額、子どものための教育・保育給付交付金を増額しようとするものです。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金は、補正前の額から525万円を増額し、2億132万2千円にしようとするものです。

2節障害者福祉費補助金358万4千円は、全額、重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金を増額しようとするものです。

4節児童福祉費補助金166万6千円は、子ども・子育て支援交付金132万3千円と、保育対策総合支援事業費補助金34万3千円を増額するものです。

22ページをお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から77万円を増額し、4千536万円にしようとするものです。

2節農業振興費補助金77万円は、全額、営業所得安定対策等推進事業費交付金の増額です。

7目消防費県補助金は、補正前の額から7万3千円を減額し、461万9千円にしようとするものです。

1節消防施設費補助金7万3千円の減額は、全額、石油貯蔵施設立地対策等交付金の減額です。

次に、18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、補正前の額から2万9千円を増額し、7万6千円にしようとするものです。

1節利子及び配当金2万9千円は、財政調整基金積立金利子1万6千円、減債基金積立金利子5千円、応援寄附金によるまちづくり基金積立金利子4千円、公共施設等整備基金積立金利子4千円の増額です。

続きまして、19款寄附金、1項寄附金、1目寄附金は、補正前の額から2千16万1千円を増額し、7千216万1千円にしようとするものです。

1節総務費寄附金2千16万1千円は、全額、やちまた応援寄附金を増額するものです。

23ページをお願いいたします。

続きまして、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から1千838万1千円を増額し、補正後の予算を7億2千958万7千円にしようとするものです。この結果、今年度末残高見込みは約20億5千万円となります。

2項特別会計繰入金、3目国民健康保険特別会計繰入金は、補正前の額から619万5千円を増額するものです。

1節国民健康保険特別会計繰入金619万5千円は、令和3年度の国民健康保険特別会計繰入金の精算分です。

続きまして、21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正前の額から2億4千573万2千円を増額し、補正後の予算を4億4千529万7千円にしようとするものです。

続きまして、22款諸収入、5項雑入、3目雑入は、補正前の額から2千円を増額し、補正後の予算を1億6千231万8千円にしようとするものです。

1節雑入2千円は、全額、農業次世代人材投資事業補助金返還金です。

24ページをお願いいたします。

23款市債、1項市債、1目総務費総務債は、補正前の額から6千660万円を減額し、1億7千170万円としようとするもので、1節総務管理費債6千660万円の減額は、全額、庁舎整備事業、庁舎等LED照明器具更新工事の事業費確定による減額です。

5目土木債は、補正前の額から5千320万円を増額し、2億3千960万円としようとするもので、1節道路橋りょう債5千320万円の増額は、全額、道路改良事業、2・2・4号線、西林12号線、住野12号線などの事業の増額で、16款土木費国庫補助金が減額になったことに伴う財源組替えによる増額です。

6目消防債は、補正前の額から210万円を減額し、2千790万円としようとするもので、1節消防債210万円は、全額、消防施設等整備事業、第6分団（文違）の小型動力ポンプ付積載車の財源組替えによる減額です。

7目教育債は、補正前の額から2千270万円を増額し、4億610万円としようとするもので、3節社会教育債1千460万円は、全額、図書館施設整備事業、ハロン消火設備改修事業の増額です。

4節保健体育債810万円は、全額、学校給食センター施設整備事業、第2調理場熱風送風機改修分の増額です。

以上をもちまして、議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算（第8号）歳入全款の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、若干お伺いいたします。

21ページの国庫支出金、教育費国庫補助金なのですが、ここには教育支援体制整備事業費交付金とあるわけですが、これはどういった性格の内容なのか、お伺いいたします。

○本間教育委員会参事

お答えいたします。

教育支援体制整備事業費交付金につきましては、公立幼稚園3園の新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費2分の1の補助金75万円となっております。

○丸山委員

私立保育園に関しては対象外か。今後はどんなふうに見直されているのでしょうか。

○春日子育て支援課長

私立幼稚園に関しては、この事業は、取り立てていません。

○丸山委員

そこは分かっているんですが、私立幼稚園に関して今後は対応があるのかどうか、その辺に

ついて、いかがでしょうか。時間がないみたいなので、後ほど分かったらよろしくお願いたします。

ぜひ私立幼稚園に対しても、かなり経営が大変なようなので、こういった支援が必要であろうというふうに思います。もしなければ、国に対して、私立幼稚園に対してもぜひ支援をといた声を上げていていただきたい、このように思います。

それから次に、同じく21ページ、国庫支出金の中の総務費委託金ですが、個人番号カード交付事業費補助金631万円となっているわけですが、どのような内容のものなのか、お伺いたします。

○中澤市民課長

マイナポイント第2弾の実施や、紙の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとの方針が発表されたことによる影響から、カード申請者が増加し、カードの交付に関連する事務が増加したことによる職員の時間外勤務手当の増額及び会計年度任用職員を増員するための人件費の増額に対する個人番号カード交付事務費補助金の補正でございます。

○丸山委員

事務費の増加によるものだという事のようなんですが、現在のマイナンバーカードの発行はどのような状況になっているのでしょうか。

○中澤市民課長

11月末時点でのマイナンバーカードの交付枚数は3万4千23枚で、交付率は50.2パーセントとなっております。

○丸山委員

3万4千枚ということのようなんですけれども。市民にとっては、保険証が使えなくなってしまうという大変不安感があるわけなんですけれども、そういった点で、市民の皆さんにどのような説明をされているのか。

それと、本当に情報がきちんと守られていくのかどうか、そういう市民の不安の声が上がっているわけなんですけれども、そういった点での説明がきちんとされているのか、その辺について、お伺いたします。

○中澤市民課長

デジタル庁のホームページを参考にご紹介させていただきますが、ホームページには、マイナンバーカードは申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。従来は保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、これまでできなかった診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいた、よりよい医療を受けられるようになります。また、デジタル庁、総務省を中心に、全力を挙げて、施設に入所している方などを含め、全ての方々がマイナンバーカードを用いるよう努めてまいります。なお、紛失などの例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続きについては、今後、関係府省と別途検討を進めてまいりますという内容が記載されて

おります。

こういった状況を踏まえ、市民の皆様には、今後の動向を踏まえながら、この趣旨をご理解いただけるように説明させていただきたいと思っております。

○丸山委員

国の方は安心ですよ、安心ですよと言うけれども、安心の保障は全くないというのが実態です。保険証の代わりになるということで、市民の皆さんは不安の中で作らざるを得ないという実態があるかというふうに思います。

そういう点では、マイナンバーカードというのは義務ではなくて、あくまでも任意であるところから出発しているはずなので、任意であることが本当に今は無視されて、義務化されようとしている状況だと思います。そういう点では大変矛盾のあるマイナンバーカードであり、実施時期をもっと検討すべきではないかと思えます。

そういった矛盾があるマイナンバーカードですけれども、今後、八街市は職員も増員して、何パーセントまで今年度中に引き上げようとしているのか、その辺についてお伺いいたします。

○中澤市民課長

国としまして、本来は年度末までに100パーセントを目指しますという目標を出されておりますので、そこまで頑張ればというところではありますが、現実的に、先ほどおっしゃられていましたように、この制度は義務的なものではなく、個人が、持ちたい方が持つものであると認識しております。

現状、11月末時点で人口に対する申請件数率が出ておまして、それが58.97パーセントとなっておりますので、今年度中に60パーセントを超える数値ぐらいを目標にしたいと思っております。

○丸山委員

国の方は交付税の算定にマイナンバーカードの交付率が入ってくるんだということを言っているわけですね。そういった脅しは本当にひどいなというふうに思うわけなんですけれども、やはりあくまでも任意であることを前提にした取組にさせていただきたいということと、それから今かなりの市民の皆さんが狭いところに集中して来ています。本当に新型コロナウイルス感染症対策が取れているのか、大変心配になるわけですが、そういった点でどのような配慮がされているのか、お伺いいたします。

○中澤市民課長

おっしゃられるとおり、今現在は窓口が非常に混み合っている状況です。今後この体制自体を変えていかなければいけないということで、窓口の配置や職員配置についても、今は市民課だけでなく他課から応援に来ていただいて対応しているような状況ですが、今後、交付の在り方も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山委員

今は第8波の新型コロナウイルス感染症拡大中ということで、1月には第7波のピークを越

えると言われております。そういった点では、新型コロナウイルス感染症対策を十分にやっ
ていただきたい、このことを申し上げておきます。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

執行部の皆様に申し上げます。この後の審議に関係のない職員は、現時点で退席して結構で
す。

大変恐縮なんですけれども、議会費までさせていただいて、お昼に入りたいと思います。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○梅澤議会事務局長

補正予算書の25ページをご覧ください。

歳出1款議会費、1項議会費、1目議会費について、ご説明いたします。

補正前の額から50万9千円を減額し、補正後の額を2億487万7千円とするものです。

これは事務局職員の給与改定等に伴う38万7千円の増額及び常任委員会及び議会運営委員
会の視察研修の中止による減額89万6千円によるものです。

以上で、1款議会費の説明を終わりにします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これで午前中の質疑は終了させていただきます。昼食のため、13時より午後の質疑を始め
ます。昼食のため休憩いたします。よろしく願いいたします。13時より開始いたします。

(休憩 午前12時07分)

(再開 午後 1時00分)

○石井委員長

それでは、指定させていただきました定刻の時間になりましたので、午後の総務常任委員会
の質疑を続けさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは、歳出2款総務費から進めさせていただきます。

総務費について、提案者の説明を求めます。説明は予算書の項目順にお願いいたします。

○湯浅総務課長

それでは、補正予算書の25ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費について、ご説明いたします。

1目一般管理費は、補正前の額から499万3千円を減額し、補正後の額を7億215万6

千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

一般職人件費は給料31万6千円、職員手当24万8千円を増額するもので、人事院勧告に準じた給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の引上げによるものでございます。また、共済費につきましては、共済組合追加費用率等の決定に伴う不用額779万円を減額するものでございます。

○田中秘書広報課長

続きまして、補正予算書の26ページになります。

3節広報費につきましては、補正前の額から6万8千円を減額し、補正後の額を1万1千429千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

10節需用費6万8千円の減額は、広報やちまたの印刷費の額の確定による減額でございます。

○和田財政課長

続きまして、4目財政管理費は、補正前の額から204万円を減額し、補正後の額を6万1千246千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

財政管理費206万5千円の減額は、12節委託料、地方公会計システム移行業務の入札執行残の減額です。

次に、財政調整基金等基金費2万5千円の増額は、24節積立金で財政調整基金積立金1万6千円と減債基金積立金5千円、公共施設等整備基金積立金4千円の基金運用による利子積立金です。

次に、6目財政管理費は、補正前の額から5万6千345円を減額し、補正後の額を2億4千602万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

庁舎管理費9万7千960円の増額は、10節需用費、燃料費1万7千円の増額と光熱水費9万7千9千円の増額です。

次に、公用車管理費4万5千400円の増額は、10節需用費、燃料費の増額となっております。

次に、庁舎整備費6万6千595円の減額は、12節委託料、工事監理業務5万9千500円の減額と、14節工事請負費、庁舎等照明器具更新工事6万6千000円の入札執行残の減額です。

○飛田市民協働推進課長

27ページ、10目協働のまちづくり推進費は、補正前の額から81万円を増額し、1万9千992千円にしようとするものです。

地区コミュニティ推進費81万円は、地域集会施設建設費等補助金交付要綱に基づき、西林区、東吉田区及び二区が実施するエアコン取換工事について、補助金を交付するものです。対象経費の3分の1以内、上限額は27万円で、3施設分の計上です。

○飯田企画政策課長

続きまして、11目諸費につきましては、補正前の額から2千930万9千円を増額し、補正後の額を1億8千815万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

応援寄附金によるまちづくり基金費2千930万9千円を増額につきましては、11節役務費及び12節委託料は、ふるさと納税に係る事務費の増でございます。また、24節積立金は、落花生の郷やちまた応援寄附金の10月末までの実績と、今後の寄附額を見込み、応援寄附金によるまちづくり基金積立金を増額するものでございます。

以上です。

○森課税課長

続きまして、28ページをお開きください。

2項徴税費、1目税務総務費につきましては、補正前の額に315万6千円を追加し、補正後の額を2億9千630万3千円にするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費315万6千円を増額は給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴うものであり、内訳としましては給料が76万6千円の増、職員手当等が127万8千円の増、共済費が111万2千円の増となっております。

次に、2目賦課徴収費につきましては、補正前の額から1千万円を減額し、補正後の額を1億720万5千円にするものでございます。

説明欄をご覧ください。

資産税課税事務費1千万円の減額は、令和6年度の固定資産税の評価替えに関わる標準宅地の不動産鑑定業務において生じた執行残額の減額補正になります。

○中澤市民課長

引き続き、補正予算書の28ページ、29ページをご覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、補正前の額に791万8千円を増額し、補正後の額を1億6千948万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費につきましては、給料、共済費は給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴う増額、また職員手当は給料表の改定及び勤勉手当の増並びにマイナンバーカード発行関連業務の増加による時間外勤務手当の増額補正でございます。会計年度任用職員人件費につきましても、マイナンバーカード発行関連業務が増加したことに伴う人員増員のための増額補正でございます。

社会保障・税番号制度関連事務費につきましては、コンビニ交付サービスの利用者が増加したことにより、コンビニ等への事務手数料に不足が生じたため増額補正するものです。

○飯田企画政策課長

続きまして、5項統計調査費、1目統計調査総務費につきましては、補正前の額から36万8千円を増額し、補正後の額を1千467万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費36万8千円の増額につきましては、2節給料20万4千円の増及び3節職員手当等16万4千円の増は、4月1日付人事異動等並びに給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴う増額補正でございます。

○柿沼監査委員事務局長

続きまして、30ページをご覧ください。

6項監査委員費、1目監査委員費につきまして、ご説明いたします。

補正前の額から122万4千円を増額し、2千266万円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費につきましては、4月1日付人事異動に伴います給料、職員手当、共済費及び勤勉手当の支給割合の増額による監査委員事務局職員の人件費の補正でございます。

以上で、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりました。質疑を許します。質疑はございますか。

○栗林委員

お尋ねします。26ページになります。総務管理費、6款の財産管理費の中の庁舎管理費で、光熱費の増額がありますが、今回、原油高等々で光熱費は上がっているんですが、今までと、どのぐらいの割合で増えているかというのが分かれば教えてください。

○和田財政課長

お答えいたします。

今回、電気需要の逼迫というのが全国的に進んでいる中で、本市といたしましては平成27年12月から一般競争入札によりまして新電力の事業者を決定して進めてきたところなんです。今まで丸紅新電力というところで、基本料金で申し上げますと940.5円、1キロワットあたり、そのような基本料金だったんですけども、今年度の入札におきましては安い新電力会社に入札の方へなかなか入ってきていただけないというような状況に陥っておりまして、この辺につきましては近隣市町村も同様の形で、なかなか厳しい状況ではあるんですけども、そうした中で、こういう新電力の安い事業参入がなかなか見込めない中で、最終的には東京電力パワーグリッドというところが受皿になるんですが、そちらの方は1キロワットあたり2千57円というような価格が、一瞬、出るときがございます。その後、東京電力エナジーパートナーという会社と協議の方をいろいろさせていただきまして、そちらの方の会社とこの1月からは電気料金の契約ができそうな状況になってございます。そちらの方は、今のところ流動的にはなるんですけども、1千716円というような基本料金の設定になっているところでございます。

また、今回の庁舎管理費の燃料費の中では979万6千円の増になってございますけれども、12月補正の中では、全体の電気料金の総額といたしまして約1億3千万円の増というような状況になってございます。

○栗林委員

丁寧なご説明ありがとうございました。

続きまして、28ページの戸籍住民基本台帳費の中で、先ほど歳入の方でも説明を受けたんですが、いわゆる人員増ということで、何名の増員をこちらの補正で組まれているのでしょうか。

○中澤市民課長

会計年度任用職員につきましては、3名から6名への増員を予定しております。

○栗林委員

現在の3名を6名にということですか。ありがとうございます。

○石井委員長

ほかにご質問はいかがでしょうか。

○丸山委員

それでは、同じく戸籍住民基本台帳費の中で、今回の補正791万8千円のうち160万8千円は一般財源から出すような計画になっておりますけれども、一般財源から出すという性格はどういうものなのか、お伺いいたします。

○中澤市民課長

すみません。そのうちの41万円が社会保障・税番号制度関連事務費の手数料ですね。そのほかにつきましては、通常の人件費の増という形になっております。

○丸山委員

これは国の事業であって、八街市が出さなければならないのはおかしいんじゃないかなというふうに思うわけですが、後で国の方から手当てされるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○中澤市民課長

歳入の方でもご説明を差し上げたかと思うんですけれども、職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の人件費分につきましてはマイナンバーカード交付事務費補助金の対象となっております。それ以外は、通常の職員の給与改定に伴う増額と、コンビニ交付の手数料になります。

○丸山委員

国が決めた制度であって、それに自治体が協力させられているわけだから、当然、国に対してきちんと予算要求していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

八街市は財源が厳しいんだと言いながらも、八街市の財源を使わざるを得なくなってくるわけで、この間こういった感じで市財源はどのぐらい出されてきているのか、その辺はわかりますか。

○中澤市民課長

マイナンバー関連ということでよろしいですか。マイナンバー関連の補助につきましては10分の10という形になっておりますので、関連する国からの交付事務費の補助金について、金額の方をお伝えしたいと思います。

平成27年度から令和3年度までの個人番号カード交付事業費補助金の額が1億3千456万8千円です。今年度、まだ見込みではありますけれども、カード交付の事務費補助金、こちらが1千760万円という形になっておりますので、事業費自体の総額が、現在の予定では1億5千216万8千円の予定です。

○丸山委員

結局は事業費として1千760万円も出ているわけで、やはりそういう点では国に対して、これは国の事業であって地方自治体は協力させられているわけですから、きちんと要望していくと。これも市長会を通じて要望していただきたいと思います、そういう取組をぜひ求めていただきたい、このように思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○栗林委員

すみません。もう一点、確認させていただきたいんですが、27ページの諸費の応援寄附金によるまちづくり基金の中のふるさと納税支援業務なんですけれども、委託料ですね。

今、ふるさと納税による街づくりというのがすごく重要だというのは理解しているんですけれども、委託費がすごい高いというの、社会的問題ではないんですけれども、そういうことをちょっと耳にしたものですから、委託先の選出とか、そういうところは、よくあるところだとは思いますが、何か調査というか、研究しながら決められているのか、確認させてください。

○飯田企画政策課長

現在、ふるさと納税に関する委託という形は2社の方で行っておりまして、随意契約という形で行っているんですけれども、ほかにも同じような業務を行っているところはいろいろあるんですが、市の方でそういったところと提携といいますか、業務委託契約することが可能かどうか、条件とか、そういったものを整理した上で、おのこの良いところや悪いところを踏まえた上で委託先等は決めていくというふうに考えております。

○栗林委員

すみません。応援寄附金によるまちづくりの基金積立金なんですが、現在の積立額というのは、この金額ですか。

○和田財政課長

お答えいたします。

1千906万5千円が現在の積立額ということでよろしいかと思います。

○飯田企画政策課長

基本的に積立額が幾らというよりは、年度の中で積立額を事業に充てていくという形を取っていますので、詳細な今現在は幾らという形になるとあれなんですけれども、そのような形で運用させていただいている、そういった内容になります。

○栗林委員

ありがとうございました。分かりました。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出3款民生費の内1項8目及び9目について、提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

続きまして、3款民生費について、ご説明いたします。

補正予算書の32ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、8目国民健康保険費は、補正前の額から105万8千円を減額し、補正後の額を6億5千409万1千円とするものです。

一般職員人件費36万8千円の減額のうち、給与については給料表の改定による増額、職員手当等は時間外勤務手当の調整に伴う減額でございます。

国民健康保険特別会計繰出金69万円の減額は、国保財政を円滑に運営するため国保特別会計に繰り出す国保財政安定化支援事業繰出金の額が確定したため、その差額を減額するものです。

続きまして、9目国民年金費について、ご説明いたします。

国民年金費は、補正前の額に24万8千円を増額し、補正後の額を1千762万5千円とするものです。これは給料表の改定及び勤務手当支給割合の増に伴う増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出4款衛生費の内1項7目について、提案者の説明を求めます。

○飯田企画政策課長

4款衛生費につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の38ページをご覧ください。

1項保健衛生費、7目上水道費につきましては、補正前の額から1千5万円を増額し、補正後の額を2億1千147万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

上水道事業会計繰出事業費1千5万円の増額につきましては、市上水道事業営業対策費補助金925万円の増が主なものであり、今年度の給水原価及び基準給水原価の確定に伴うものでございます。

以上で4款衛生費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

○宮澤防災課長

8款消防費について、ご説明いたします。

補正予算書の44ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目防災費につきましては、既定の予算に64万5千円を追加し、補正後の額を6千785万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費55万4千円は、給与表等の改定による給料、職員手当等、共済費の増でございます。

防災費9万1千円は、防災行政無線拡声子局電気料金について、電気料金の高騰による不足が見込まれるため増額するものです。

3目非常備消防費につきましては、既定の予算に382万4千円を追加し、補正後の額を8千737万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

非常備消防運営費329万1千円は、今年度より見直しを行った消防団員の出動報酬について、前期の出動実績から不足が見込まれるため増額するものです。

消火栓維持管理費15万円は、消火栓が破損し交換したことに伴い、その工事費及び材料費相当額について増額するものです。

消防施設及び施設維持管理費38万3千円は、消防機庫電気料について、電気料金の高騰による不足が見込まれるため増額するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それではお伺いいたします。

1点は、消防団の運営費、報酬の増について、出動実績に伴って、ここで補正しておく必要があるというような説明があったわけですが、いつもの年よりも、この間の出動回数が多かったということで考えてよろしいですか。

○宮澤防災課長

出動回数につきましては、それほど多かったということはないんですが、3件ほど、廃材的な物が燃えたりとか、倉庫で、なかなか中に入って消火できないところがありまして、その火災につきまして、10時間以上、消火にかかっております。今年度、改定して、1時間2千

円という形でやっておりますので、火事1件で結局100万円を超えてしまうような出勤報酬を払うような形になったので不足したということです。

今年度から報酬の見直しを行いましたので、実際、実績で出しているんですが、以降について、今の時点で金額がそこまではっきりと分かっていなかったというところもあると思います。

○丸山委員

了解しました。

あと、この間、消防団の改革に関して、検討委員会を開催するという流れが来ていますけれども、検討委員会の謝礼というのはどこかで予算化していましたか。

○宮澤防災課長

検討委員会の委員につきましては、謝礼は想定しておりません。

○丸山委員

なぜ想定しないのか、その辺についてはどうでしょうか。

○宮澤防災課長

委員の皆様については、なぜと言われるとちょっとあれなんですけれども、基本的には無報酬でお願いしたいということで、こちらからお願いしているところがあります。また、学識経験ということで一応、国の方から1名お願いするというので、今、事前の協議はしているんですけれども、そちらにつきましては国の方で報酬を負担してくれるということなので、市の持ち出しはないということで、それもありまして、報酬はちょっと想定していない形になります。

○丸山委員

消防団の皆さんはそれぞれ仕事を持ちながら、検討委員会に参加していただくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、やはりそれなりの報酬等は検討してもいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺については今後も全く検討はしていかないということなのか。

それから、この検討委員会というのは何年ぐらい、実際に開かれるのか。以前の質問の中では、結構長いこと検討されるような、そんな答弁をいただいていたような気がするんですけど、長い期間、拘束するということもあり得ると思うんですが、そういう点での配慮というのはされないのか、その辺について、お伺いいたします。

○石井委員長

丸山委員に申し上げます。検討委員会に関しては補正予算外になりますので、別の機会にお願いしたいと思います。

ほかの質疑に移ります。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出11款公債費について、提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

それでは公債費につきまして、補正予算書の51ページをご覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金は、補正前の額から82万5千円を増額し、18億4千780万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

市債償還元金は22節償還金利子及び割引料、市債元金償還金82万5千円を増額です。

次に、2目利子は、補正前の額から123万4千円を減額し、5千993万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

市債償還利子は、22節償還金利子及び割引料、市債利子償還金123万4千円の減額です。元金利子は、利子の利率の見直しによる償還金でございます。

以上で説明を終わります。ご審議いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第3表債務負担行為補正1追加の内(17)から(35)及び(70)から(71)について、提案者の説明を求めます。

説明は予算書の項目順にお願いいたします。

○梅澤議会事務局長

補正予算書の7ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正1追加。

(17) やちまた市議会だより印刷製本、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額101万4千円。

(18) やちまた市議会だより新聞折り込み業務、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額92万3千円。

この2件につきましては、やちまた市議会だよりを5月に発行するためには年度内入札が必要となるため、債務負担行為を定めようとするものです。

次に、(19) 市議会会議録作成業務につきましては、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額215万2千円。

これは3月定例会会議録作成について、4月の年度当初から反訳作業に入る必要があり、年度内入札をする必要があることから、債務負担行為を定めようとするものです。

○湯浅総務課長

(20) コインベンダー付複写機の賃借でございます。期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額を177万7千円に設定するものでございます。

これは市民課と図書館に設置しているコインベンダー付複写機で、年度当初から稼働させる

必要があることから、事前に契約の事務処理を行うため、債務負担の設定をするものでございます。

○田中秘書広報課長

続きまして、(21) 広報やちまた印刷製本についてでございますが、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は472万7千円でございます。

次に、(22) 広報やちまた新聞折り込み業務についてでございますが、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は283万1千円でございます。

次に、(23) 市ホームページ作成支援システム改修業務についてでございますが、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は382万2千円でございます。

次に、(24) 市ホームページ運営保守業務についてでございますが、期間は令和4年度から令和9年度まで、限度額は981万4千円でございます。

この4件につきましては、いずれも年度当初、直ちに執行する必要があることから債務負担行為を設定し、業務の適正な執行を図ろうとするものでございます。

○和田財政課長

続きまして、(25) 夜間電話対応業務、期間は令和4年度から令和5年度、42万3千円。

(26) 庁舎電話保守業務、令和4年度から令和5年度、195万3千円。

(27) 庁舎自家用電気工作物保安管理業務、令和4年度から令和5年度、49万2千円。

(28) 庁舎フロアマネージャー業務、令和4年度から令和5年度、448万3千円。

こちらは、それぞれ業務の年度間の継続性を図るため、令和5年度開始前に契約を締結しようとするもので、設定するものでございます。

○細野システム管理課長

続きまして、(29) ウイルス対策ソフト購入についてでございます。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は88万円でございます。

次に、(30) 財務会計システムの賃借についてでございます。こちらの期間は令和4年度から令和10年度まで、限度額は4千628万6千円でございます。

いずれにつきましても、業務の都合上、令和4年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

○飛田市民協働推進課長

続きまして、(31) まちづくりコーディネーター育成支援業務、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は186万1千円です。

令和5年度から新たに配置する予定の、まちづくりコーディネーターの育成支援を年間を通じて委託しようとするもので、年度当初から事業を開始するためには本年度中に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

○飯田企画政策課長

続きまして、(32) デマンド型乗合タクシー運行業務につきましては、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は1千78万2千円でございます。

これは、デマンド型乗合タクシー実証運行業務について、令和5年10月からの運行開始に

向けた具体的な準備を行うため、事前に契約関係の事務処理を行うため、債務負担の設定をするものでございます。

続きまして、（３３）デマンド型乗合タクシー配車システム等運營業務につきましては、期間は令和４年度から令和５年度まで、限度額は７７３万３千円でございます。

これは、デマンド型乗合タクシーの配車システムの利用やコールセンターなどの業務について、令和５年１０月からの運行開始に向けた具体的な準備を行うため、事前に契約関係の事務処理を行うため、債務負担の設定をするものでございます。

○中澤市民課長

続きまして、（３４）住民票等コンビニ交付システム使用料につきましては、期間を令和４年度から令和５年度までとし、限度額を４４８万８千円とするものでございます。

この業務は、コンビニ交付事業を実施するためのシステムや通信回線及びデータセンターの使用料で、年度当初から事業を執行する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

○和田財政課長

続きまして、（３５）総合保健福祉センター空調設備保守点検業務、期間は令和４年度から令和５年度、限度額は３４３万２千円。

こちらは、年度間の継続性を図るため、令和５年度開始前に契約を締結しようとするもので、設定するものでございます。

○宮澤防災課長

補正予算書の１２ページをご覧ください。

（７０）防災メール配信システムの賃借、（７１）防災行政無線保守点検業務につきましては、それぞれ年度当初から事業を実施する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終了いたしましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、（３１）まちづくりコーディネーター育成支援業務についてなんですけれども、コーディネーター育成支援を委託するということなんです、具体的にはどのような内容になっているのか、お伺いいたします。

○飛田市民協働推進課長

こちらにつきましては、こちらで採用するコーディネーターがしっかりと役割を認識して業務を遂行することができるように、その育成を実績のある事業者へ委託しようとするもので、ほかの自治体においてコーディネーターの育成実績ですとかサポートセンターの運営実績を有する事業者へ委託したいと考えております。

○丸山委員

コーディネーターというのは、どういう方がコーディネーターになるのか、それから支援業

務を受ける業者というのはどういう業者なのか、お伺いいたします。

○飛田市民協働推進課長

コーディネーターにつきましては、特に資格要件等はありません。まちづくりに対して情熱のある方を採用したいと考えております。

すみません。あと一つの質問事項は。

○丸山委員

支援業務を委託する相手方は。

○飛田市民協働推進課長

相手方につきましては、先ほど申しましたとおり、ほかの自治体において、こういったサポート支援業務あるいはサポートセンター運営実績を有するNPO法人に委託したいというふうに考えております。

○丸山委員

コーディネーターは本当に街づくりをしたいんだという意欲ある方ということなのですが、何名ほどを予定しているのか。

○飛田市民協働推進課長

5名ほどを採用いたしまして、5名をローテーションしながら、常時2人は業務を行えるような体制を取っていきたいと考えております。

○丸山委員

分かりました。

続きまして、(32)(33)のデマンド型乗合タクシー運行業務、それから配車システム等運営業務に関してでありますけれども、いまいし具体的に聞かせたいと思います。

○飯田企画政策課長

(32)(33)についてですけれども、まず(32)について、乗合タクシーを実際に実証運行するにあたって、運行するタクシー会社といますか、運行する業者の選定、それから配車システムについては、運行するにあたって、例えば予約とか、システムとか、そういったものを活用するというふうな考え方をしておりますので、そちらに関する業務という形で、業務を分けて進めていきたいというふうに考えております。

○丸山委員

乗合タクシー業務の方の委託なんですけれども、何社に対して委託するのか、その辺は検討されていますか。

○飯田企画政策課長

契約の方法、選定等、実際にどういう形で発注するか、そういったものはこれから具体的な検討をさせていただいた上で、決めていきたいというふうに考えております。

○丸山委員

システム等の運営業務に関しても、これから検討しつつ対応するというところで、理解してよろしいですか。

○飯田企画政策課長

こちらについても、詳細について、契約の方法等につきましては、これから検討して、進めていきたいというふうに考えております。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第4表地方債補正1変更について、提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

それでは、第4表地方債補正ということで、補正予算書の15ページをお願いいたします。

歳入23款市債で説明いたしましたとおり、1変更については、事業費の決定により、庁舎整備事業は補正後の限度額1億7千50万円。

道路改良事業は、先ほどの説明の中で2・2・4号線と西林12号線、そして住野12号線と申し上げたんですが、正しくは住野12号線ではなく文違1号線などということでございます。

道路改良事業の補正後の限度額は1億7千710万円です。

消防施設等整備事業、補正後の限度額は2千790万円。

図書館施設整備事業、補正後の限度額は3千980万円。

学校給食センター施設整備事業、補正後の限度額は5千250万円。

5件を変更いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、図書館施設整備事業につきましては3千980万円ということで、若干、限度額を引き上げているようなんですけども、引き上げなければならなかった事情、理由は何でしょうか。

○富谷図書館長

お答えいたします。

こちらにつきましては、今年度の消防設備の点検におきまして、図書館の閉架書庫の方の消火設備なんですけど、ハロンガスによる消火設備になっておりますけれども、ハロンガスの放出ができない状況になっているということが分かりまして、早急に修繕する必要が生じたものでございます。

○丸山委員

分かりました。

学校給食センター施設整備事業、これも限度額が引き上げられておりますが、その理由は何でしょうか。

○岩井学校給食センター所長

学校給食センター第2調理場の熱風消毒保管室に設置されております熱風送風機に故障が発生いたしました。こちらは調理器具を乾燥、消毒するための熱風を生成する機器でありまして、衛生管理上、重要な設備になっております。調理器具等の消毒及び乾燥に支障を来すおそれがありますので、早急な改修工事が必要と判断し、実施することといたしました。

○丸山委員

給食センターも大変老朽化していて、あちこちの修理が必要になってきていると思うんですが、計画的な修理計画というのは立てられているのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○岩井学校給食センター所長

内部ではもちろん、老朽化が進んでおりますので、耐用年数等を加味して、勘案しながらやっていくような計画はございます。

○丸山委員

計画的な修理計画をしっかりと作っていただいて、子どもたちの給食に穴を開けないように、取組をぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算に反対するものです。

補正予算のうち、総務常任委員会に付託されました戸籍住民基本台帳費に関して、反対いたします。

国からは、戸籍住民基本台帳費委託金として631万円、一般財源から160万8千円が計上されております。

国は、現行保険証を2024年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化するとしています。市民は保険証の代わりとなるカードの取得を急いでいます。しかし、このやり方は実質的に強制する、極めて強権的な方針であり、任意取得の原則を定めるマイナンバー法に違反し、憲法が保障する自己決定権にも反しております。

医療機関等に対しては、来年4月からのオンライン資格確認を原則義務化しました。全国保険団体連合会が10月、11月に実施した調査によりますと、医療機関8千681件のうちシステム運用開始済は24パーセント、準備中は55パーセント、導入しない・できないは

15パーセントです。導入コストが補助金額を上回ったのが5.4パーセント、運用開始後のトラブル発生が41.5パーセントと、負担が重い一方、導入準備の理由の9割は義務化されたからが実態です。導入しない理由は、費用面や情報漏えい、セキュリティー対策が不安、対応できるスタッフがいないが半数以上で、愛知県保険医協会の調査では、義務化されると廃業せざるを得ないが12.4パーセントとなっています。地域医療に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、医療機関の受付で顔認証システムを利用するため、全国民の顔画像が収集されることとなります。日本弁護士連合会は、プライバシー権の侵害や、国家による市民の監視に使われる危険を指摘しています。

また、政府が運営するオンラインサービスのマイナポータルに登録が必要ですが、マイナポータルにアクセスすれば個人情報の閲覧が可能となり、DVや虐待の被害者は非開示措置の届出を行わなければ加害者に自身の情報を閲覧される可能性があるなど、生命に関わる情報漏えいの危険も指摘されています。

利益誘導による普及策は任意取得の原則に反するものです。情報漏えいの危険性を市民にきちんと周知することが必要です。義務化の撤回、少なくとも実施時期の延長や義務化の免除対象の拡大など、抜本的な見直しを政府に求めることを要望し、反対するものであります。

以上です。

○石井委員長

次に、賛成討論を許します。賛成討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。議案第10号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

議案第11号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億1千193万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億5千555万6千円にしよう

するものでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為を追加するもので、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は4ページの第2表債務負担行為補正によるところでございます。

詳細は、事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、2款2項1目保険給付費等交付金は、補正前の額に2億9千205万2千円を追加し、補正後の額を62億9千887万4千円にしようとするもので、保険給付費等交付金の額が確定したため、その差額を増額するものです。

3款1項1目利子及び配当金は、補正前の額に1万円を追加し、補正後の額を1万1千円にしようとするもので、財政調整基金積立金の利子でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、補正前の額から69万円を減額し、補正後の額を5億6千27万9千円にしようとするもので、財政安定化支援事業繰入金の額が確定したため、減額するものです。

5款1項1目繰越金は、補正前の額に2千56万7千円を追加し、補正後の額を2千56万8千円にしようとするもので、令和3年度繰越金の額が確定したため、増額するものです。

次に、歳出でございますが、9ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、補正前の額に6万3千円を追加し、補正後の額を2千95万8千円にしようとするものです。

これは、オンライン資格確認等システム運営負担金の確定に伴う補正です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、補正前の額に2億6千214万2千円を追加し、補正後の額を53億3千299万2千円とするものです。

これは、上半期における予算執行率が51パーセントであることを鑑みて、予算に不足が見込まれるため、追加するものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、補正前の額に2千991万円を追加し、補正後の額を8億2千61万3千円とするものです。

これは、上半期における予算執行率が59パーセントであることを鑑みて、予算に不足が見込まれるため、追加するものです。

10ページをご覧ください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、補正前の額に310万8千円を追加し、補正後の額を15億4千748万5千円とするもので、2目退職被保険者等医療給付費分を1目に科目更正し、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、差額分を増額するものです。

2目退職被保険者等医療給付費分は、補正前の額から1千円を減額し、補正後の額を0とするもので、退職被保険者等医療給付費分を1目に科目更正したことにより、減額するものです。

3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、補正前の額に19万6千円を追加し、補正後の額を5億5千843万9千円とするもので、2目退職被保険者等後期高齢者支援金

等分を1目に科目更正し、千葉県への納付金算定額が確定したことにより、その差額分を増額するものです。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、補正前の額から1千円を減額し、補正後の額を0とするもので、退職被保険者等後期高齢者支援金等分を1目に科目更正したことにより、減額するものです。

11ページをご覧ください。

5款2項1目保健衛生普及費は、補正前の額に100万円を追加し、補正後の額を2千931万4千円にしようとするものです。

これは人間ドック助成金50人分を追加するものです。

6款1項1目基金積立金は、補正前の額に1万円を追加し、補正後の額を1万1千円にしようとするものです。

財政調整基金積立金につきましては、基金の利息を積み立てるものでございます。

8款1項3目償還金は、補正前の額に931万6千円を追加し、補正後の額を931万7千円にしようとするものです。

国庫支出金等返還金につきましては、令和3年度に実施した特定健康診査・保健指導負担金の額の確定に伴う返還金で、国及び県にそれぞれ返還するものです。なお、多額の返還金が生じた理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、特定健診受診者が令和2年度より増加したものの、当初の見込みほど伸びなかったことによるものです。

12ページをご覧ください。

8款2項1目一般会計繰出金は、補正前の額に619万6千円を追加し、補正後の額を619万6千円にしようとするものです。

一般会計繰出金については、令和3年度に一般会計から繰入れした職員給与費等繰入金の剰余金が確定したため、一般会計へ返還するものでございます。

13ページをご覧ください。

債務負担行為の補正は、診療報酬明細書点検業務及び国保連合会連携用パソコンの賃借の経費について、債務負担行為の設定をしようとするものです。

診療報酬明細書点検業務は、医療機関から請求される診療報酬明細書の内容を点検し、疑義があるものについては再審査請求を行い、適正な医療費請求に基づいた保険者負担に努めるもので、令和4年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、令和4年度から令和5年度まで。限度額184万8千円につきましては、診療報酬明細書の点検数に1件あたり5円を乗じて得た額とするものです。

国保連合会連携用パソコンの賃借は、令和5年度に千葉県国民健康保険団体連合会とのデータ連携用パソコンを更新するもので、令和4年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、令和5年度から令和9年度まで。限度額257万5千円とするものです。

以上で、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、11ページの保健事業費について、お伺いいたします。

先ほど課長の説明の中で、人間ドック助成金50人分の追加だということであります。

令和4年度の人間ドックの活用状況はどのようになっていますでしょうか。

○黒川国保年金課長

ちょっと数字が前のものなのですが、11月24日現在で、人間ドックの申請者数が405件ございまして、昨年度の実施件数は391件ということで、既に昨年度を上回っております。現在も月50件程度が来ておりますので、その分を見越して補正させていただいた状況でございます。

○丸山委員

市民の早期発見、早期治療に対してすごく前向きな姿勢が、こういうところに表れているのかなというふうに思います。ぜひ大切にしたい制度であるというふうに思います。

それから先ほど説明いただきました、13ページの債務負担行為についてなんですけれども、国保連合会連携用パソコンの賃借ということで、更新するんだという説明がありました。25万7千500円というのは何台分なのか、その辺について伺います。

○黒川国保年金課長

こちらの賃借につきましてはパソコン1台なのですが、保守業務、あとソフト等、全てを含めた金額となります。

○丸山委員

そうしますと、パソコン自身はどのぐらいのもので、保守やソフトは一体どのぐらいのものなのか。どのように検討されたんですか。

○黒川国保年金課長

パソコン自体につきましては、一応の見積額で42万5千600円でございます。保守料につきましては、附属の機械がございまして、その分も含めると約100万円ほどかかります。

以上です。

○丸山委員

ソフトは。

○石井委員長

ソフトについて、答弁をお願いします。

○黒川国保年金課長

すみません。ソフトに関しましては、ソフトウェア自体は3万9千円ほどのソフトになるんですけれども、全て保守の方は一括でまとまっております、個別の方がちょっと出ておりませんので、そのような感じになっております。

○丸山委員

そうしたら、257万5千円は高いんじゃないですか、幾ら限度額でも。パソコンが42万円で、保守管理が100万円、ソフトが3万9千円だったら、200万円も行かないんじゃないか。

○黒川国保年金課長

すみません。そのほかに機器の設定作業費とか、もろもろが全て含まれておりますので、総額で250万円ほどになっています。リース料も含めていますので、その分が上乗せになっています。機械自体は全部で216万5千515円なんですけど、それにプラスしてリース料が入ってきますので、総額はそのような形になってきてしまいます。

○丸山委員

ごめんなさいね、しつこくて。リースは何のリースなんですか。

○黒川国保年金課長

すみません。今回のリースは全てを含めたものをリースという形で設定しておりまして、それを5年間で割ったような形になります。

○丸山委員

よく分からない話ですが、保守点検、附属品も含めて100万円という大ざっぱな内訳なんですけれども、実際にそんなにかかるものなのかどうか。

これは県指定の業者になってくるわけですよ。

○黒川国保年金課長

すみません。見積りをいただいているのは、うちの総合行政システムに入っているベンダーの方から見積りを取っておりまして、やり方が多少、まだこの時点でははっきりしていなかったものですから、金額はこれより安くなると思うんですけど、現時点で最大限を見たときに、この金額がかかるということで、今は見積りを出していただいているところです。今、ベンダーの方と話をしておりまして、最適な環境にするように調整しておりますので、金額がこれより下がるのは間違いないと思います。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了いたしました。

これにて総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 午後2時10分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員